

資 料 提 供	
令和 7 年 10 月 31 日	
管 理 (担当者)	鳥取県住宅供給公社 中部事務所（金高）
電 話	0858-26-8500

県営住宅の随時募集について（県中部）

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から５日間を募集期間として行っておりますが、下記の募集住戸については、入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

- 1 募 集 期 間
- 令和 7 年 1 1 月 4 日（火）～募集住戸の入居者が決定するまで
（午前 8 時 3 0 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 1 5 分）（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。
- 2 受 付 窓 口
- 鳥取県住宅供給公社 中部事務所
（倉吉市上井町 1 丁目 1 3 8 番地 牧本ビル 1 階 電話 0 8 5 8 － 2 6 － 8 5 0 0）
- 3 入居可能日
- 窓口にてご相談ください
- 4 募 集 住 宅
- 1 戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃（円）	摘要
河北団地	倉吉市福庭町1 丁目13	昭和56年 (R4改善)	中層耐火 4階建	1階	2棟 102号	1DK	17,300 ～ 34,000	随時募集 （車いす用住宅） ※エレベーター付

- （注 1）車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。
なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。（引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項第 7 号による特定入居が可能です。）
「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とするものをいいます。
- （1）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則（昭和 45 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかの認定を受け、身体障害者手帳を所持している者。

（2）身体障害者手帳の交付を申請している者。

（3）戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症程度まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症程度のもの。
- （注 2）エレベーター付住宅では、エレベーターの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。
- （注 3）改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。
- （注 4）入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上ご応募下さい。
- （注 5）県では、計画的に団地住棟、住戸単位で修繕を行っていますので、工事の際にはご協力をお願いしています。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社中部事務所（電話 0 8 5 8 － 2 6 － 8 5 0 0）までお問合せ下さい。